

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○電線共同溝を整備すべき道路として指定した件 二五三

公 告

○福島県危険物の取扱作業の保安に関する講習を行う件 二五三
○一般競争入札を行う件 二五四
○平成二十年年度福島県警察職員採用候補者選考予備試験を実施する件 二五五

告 示

福島県告示第三百六十三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。
平成二十年五月七日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間
一般国道二九四号	白河市字円明寺二四番四地先から同市字年貢町八〇番三地先までの上り線 白河市字円明寺三二番六地先から同市字本町三六番三地先までの下り線

(道路計画課)

公 告

公告第二百三十八号

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十三条の二十三の規定により、平成二十年前期福島県危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。
平成二十年五月七日

福島県知事 佐藤雄平

一 講習の種類、日時及び場所

講習種別	日 時	場 所
給油取扱所関係	平成二十年六月五日(木) 午前九時から正午まで	南相馬市
	同 年六月十八日(水) 午前九時から正午まで	白河市
	同 年六月二十四日(火) 午前九時から正午まで	会津若松市
	同 年七月四日(金) 午前九時から正午まで	二本松市
	同 年七月十八日(金) 午前九時から正午まで	いわき市
	同 年七月二十四日(木) 午前九時から正午まで	福島市
	同 年八月十八日(月) 午前九時から正午まで	郡山市
	同 年八月二十二日(金) 午前九時から正午まで	同
	同 年七月十六日(水) 午前九時から正午まで	いわき市
	一般(前期以外の危険物施設)	同 年六月四日(水) 午後一時三十分から午後四時三十分まで
同 年六月五日(木) 午後一時三十分から午後四時三十分まで		南相馬市

同	年六月十八日(水)	白河市
同	午後一時三十分から午後四時三十分まで	
同	年六月二十三日(月)	喜多方市
同	午後一時三十分から午後四時三十分まで	
同	年六月二十四日(火)	会津若松市
同	午後一時三十分から午後四時三十分まで	
同	年七月四日(金)	二本松市
同	午後一時三十分から午後四時三十分まで	
同	年七月十六日(水)	いわき市
同	午後一時三十分から午後四時三十分まで	
同	年七月十七日(木)	
同	午前九時から正午まで	
同	日(木)	
同	午後一時三十分から午後四時三十分まで	
同	年七月十八日(金)	
同	午後一時三十分から午後四時三十分まで	
同	年七月二十三日(水)	福島市
同	午後一時三十分から午後四時三十分まで	
同	年七月二十四日(木)	
同	午後一時三十分から午後四時三十分まで	
同	年八月十八日(月)	郡山市
同	午後一時三十分から午後四時三十分まで	
同	年八月二十二日(金)	
同	午後一時三十分から午後四時三十分まで	

(講習会場は、受講票に記載して通知する。)

二 講習科目

1 危険物関係法令に関する事項

- (一) 主として過去三年間における危険物関係法令の改正事項
- (二) 危険物規制の要点

2 危険物の火災予防に関する事項

- (一) 危険物施設の火災及び漏えいの事例の動向並びにその原因及び問題点の概要並びにその発生防止のための保安上の対策等
- (二) 危険物施設において主として貯蔵し、又は取り扱う危険物の性状等
- (三) 危険物施設における安全管理に関する知識

三 受講対象

甲種、乙種又は丙種のいずれかの危険物取扱者免状の交付を受けている者、危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事しているもの

四 受講手続

- 1 受講申請書
 - (一) 所定の受講申請書用紙を使用すること。
 - (二) 受講申請書用紙は、社団法人福島県危険物安全協会連合会、福島県生活環境部県民安全総室消防保安課、福島県地方振興局及び各消防本部(署)で配付する。
- 2 提出先

郵便番号九六〇一八〇四三 福島市中町五番二十一号 福島県消防会館二階 社団法人福島県危険物安全協会連合会
- 3 受付期間

講習の場所	受	付	期	間
富岡町	同	同	平成二十年五月七日(水)	から同月十六日(金)まで
南相馬市	同	同	同	同
白河市	同	同	同	同
喜多方市	同	同	年五月十二日(月)	から同月二十三日(金)まで
会津若松市	同	同	同	同
二本松市	同	同	年六月二日(月)	から同月十三日(金)まで
いわき市	同	同	年六月九日(月)	から同月二十日(金)まで
福島市	同	同	年六月十六日(月)	から同月二十七日(金)まで
郡山市	同	同	年七月十四日(月)	から同月二十五日(金)まで

五 受講手数料

(郵送による場合は、受付期間内の消印があるものは有効とする。)

四千七百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受講申請書にはって納めること(消印はしないこと)。

六 その他

- 1 遅刻、中途退場等で所定の講習を受講しない者には、講習修了の証明をしない。
- 2 納付された受講手数料は、返還しない。
- 3 受講申請書の請求を郵便によってする場合は、郵送料相当額の切手をはったあと先明記の返信用封筒(角形二号)を同封の上、社団法人福島県危険物安全協会連合会に対して行うこと。

(消防保安課)

公告第239号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県土木部共用機器(プリンタ)の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成20年5月7日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量 福島県土木部共用機器（プリンタ） 146台（据付け、調整、機器保守等を含む。）

(2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 借入期間 平成20年8月1日から平成24年7月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

(2) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績があり、かつ、確実に納入できる者であること。

(3) 当該物品に係る保守、修理及び部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の福島県土木部共用機器（プリンタ）賃貸借一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(2)及び(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年6月6日午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県土木部土木総室土木総務課
電話024-521-7454

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年6月17日午後1時30分 福島県土木部土木総室土木総務課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同日16日午後5時までには必着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Printer 146 (including adjustment & maintenance services) for administrative use within the Public Works Department, Fukushima Prefectural Government

(2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30.p.m., 17 June 2008

(3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00.p.m., 16 June 2008

(4) Contact point : for the notice General Affair division Public Works Office, Public Works Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma - cho, Fukushima - shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7454

福島県建設本部

福島県警察本部公告第23号

平成20年度福島県警察本部職員採用候補者選考予備試験を次のとおり実施します。

平成20年5月7日

福島県警察本部長 久保 潤 二

1 試験を実施する職種及び採用予定人員

犯罪鑑識技術員（物理） 1名程度

2 試験期日

平成20年7月19日（土）

3 受験申込受付期間

平成20年5月30日(金)から同年7月4日(金)まで(郵便等による申込みは、同年7月4日までの通信日付印のあるもの限り受け付けます。)

4 受付窓口及び問い合わせ先

郵便番号960-8686 福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部警務課
電話024-522-2151 内線2624又は2626

(警 務 課)